

山口県公共工事改革推進委員会

入札・契約制度の改正について

平成30年3月20日

入札・契約制度の改正について

趣旨

◇現行入札制度において、適正な利潤の確保が懸念される調査基準価格未満の落札が大半を占めている状況に鑑み、競争性を確保しつつ、適正な価格での入札を促進するため、入札・契約制度の見直しを行う。

背景及び現状と課題

- ◇調査基準価格未満での落札件数が大半(約78% 202/260件)
- ◇「労務者への適切な賃金水準の確保」、「適正な額による下請契約の締結」、「工事の安全性及び品質の確保」等に必要な費用が得られていない状況

【改正内容】

- 工事における低入札価格調査内容の厳格化
⇒ 適正な施工体制と工事内容に適合した履行を確保
- 総合評価方式における履行確実点の導入
⇒ 低価格入札を排除し、適正な価格での入札を促進



公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成

【その他の改正】

- 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正

実施時期 平成30年5月1日

1 工事における低入札価格調査内容の厳格化

(1) 趣旨

労務者への適切な賃金水準の確保、適正な額による下請契約の締結、工事の安全及び品質の確保が、より確実に履行されるよう、低入札価格調査を厳格化するとともに、配置技術者の追加等を義務付ける措置を実施する。
なお、調査の厳格化に伴い判断基準額は廃止となる。

(2) 内容

項目	調査内容
①適切な賃金水準の確保	○元請及び下請業者の労務者への賃金が計画 ^{※1} どおり適正に支払われているか、工事完了後、労働基準法に基づく賃金台帳等により確認。
②適正な額による下請契約の締結	○ <u>下請の見積金額を明示した工事費内訳書及び一次下請業者からの見積書添付を義務付け。</u> ○ <u>上記見積書等と施工体制台帳に添付された下請契約書の写しとの総額の整合性を確認。</u>
③安全管理及び品質確保	○専任が義務付けられていない請負金額 3,500 万円 ^{※2} 未満の工事は、 <u>主任技術者を専任で配置。</u> ○専任が義務付けられている請負金額 3,500 万円 ^{※2} 以上の工事は、 <u>監理技術者又は主任技術者と同等の技術者を専任で1名追加配置。</u>

※1 低入札価格調査時に提出する労務者の確保計画

※2 建築一式工事は、7,000 万円

(3) 適用対象工事

全ての工事（ただし、解体工事を除く）

※ 実施時期：平成30年5月1日

2 総合評価方式における履行確実点の導入

(1) 趣旨

工事内容を実現する確実性は、入札額の高低に関連があることは明らかであり、その確実性の度合いが技術評価点に考慮されていないことから、新たに工事の履行の確実性を評価する制度を導入する。

(2) 内容

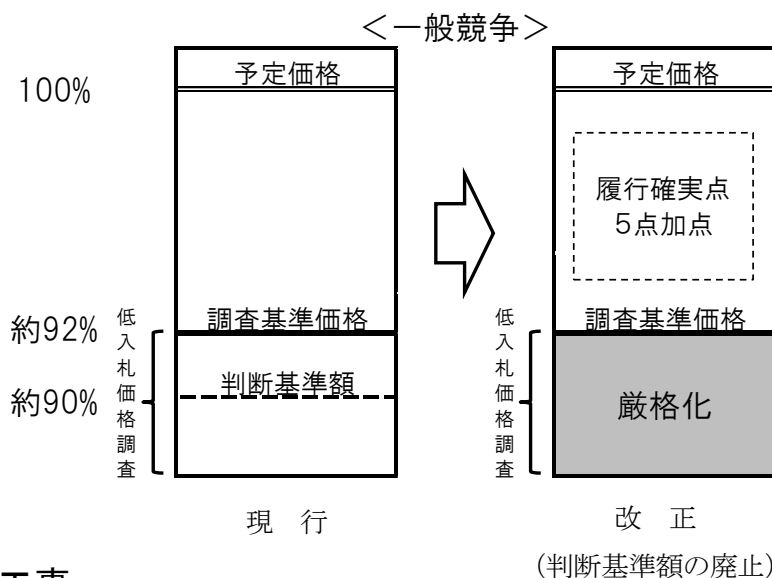
ダンピング受注を防止するため、工事の履行の確実性を評価し、技術評価点に適切に反映させるために履行確実点を追加する。

【落札者決定方法】

$\frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$
[導入前] 技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(10～30点) 価格：入札価格
[導入後] 技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(10～30点)＋ <u>履行確実点(5点)</u> <u>履行確実点：入札価格が調査基準価格未満の場合は0点とする。</u> 価格：入札価格とするが、 <u>調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。</u>

(3) 履行確実点（5点）

- 適正な価格での入札を促進するよう設定



(4) 適用対象工事

全ての工事（ただし、解体工事を除く）

(5) 適用型式

全ての型式（特別簡易型、簡易型、標準型）

※ 実施時期：平成30年5月1日

3 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正

(1) 工事（土木系機械・電気設備工事）

ア 趣旨

機器単体費の調査基準価格への算入率を国の電気設備工事等の取扱いに準じて改正する。

イ 内容

調査基準価格算定式の改正（網掛け部分を改正）

《現 行》	《改正後》
直接工事費 × 10 / 10	機器単体費を除く直接工事費 × 10 / 10 機器単体費 × 9.2 / 10
共通仮設費 × 9 / 10	共通仮設費 × 9 / 10
現場管理費 × 8 / 10	現場管理費 × 8 / 10
一般管理費 × 7 / 10	一般管理費 × 7 / 10
上記の合計	上記の合計

【参考】 予定価格に対する調査基準価格の割合は、現行と比べ約0～4.3ポイント下降。

工事種別	現行①	改正後②	②－①
土木系 機械・電気設備工事	約 88.8～97.7%	約 88.8～93.4%	0～▲4.3ポイント

※調査基準価格の割合は、平成28年度工事での試算による。

(2) 業務委託（測量、土木コンサル）

ア 趣旨

国が、平成29年4月に算定式を見直したことに伴い、県もこれまでと同様に国に準じて改正する。

イ 内容

調査基準価格算定式の改正（網掛け部分を改正）

業務区分	《現 行》	《改正後》	上下限值 (変更なし)
測 量	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 4.5/10	直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 × 4.8/10	予定価格の 6/10～8/10
土木コンサル	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費 × 4.5/10	直接人件費 + 直接経費 + その他原価 × 9/10 + 一般管理費 × 4.8/10	予定価格の 6/10～8/10

※地質、建築コンサル、補償コンサルは変更なし

【参考】 予定価格に対する調査基準価格の割合は、現行と比べ約1ポイント上昇。

業務種別	現行①	改正後②	②－①
測 量	77.4%	78.6%	1.2ポイント
設 計	78.7%	79.7%	1.0ポイント

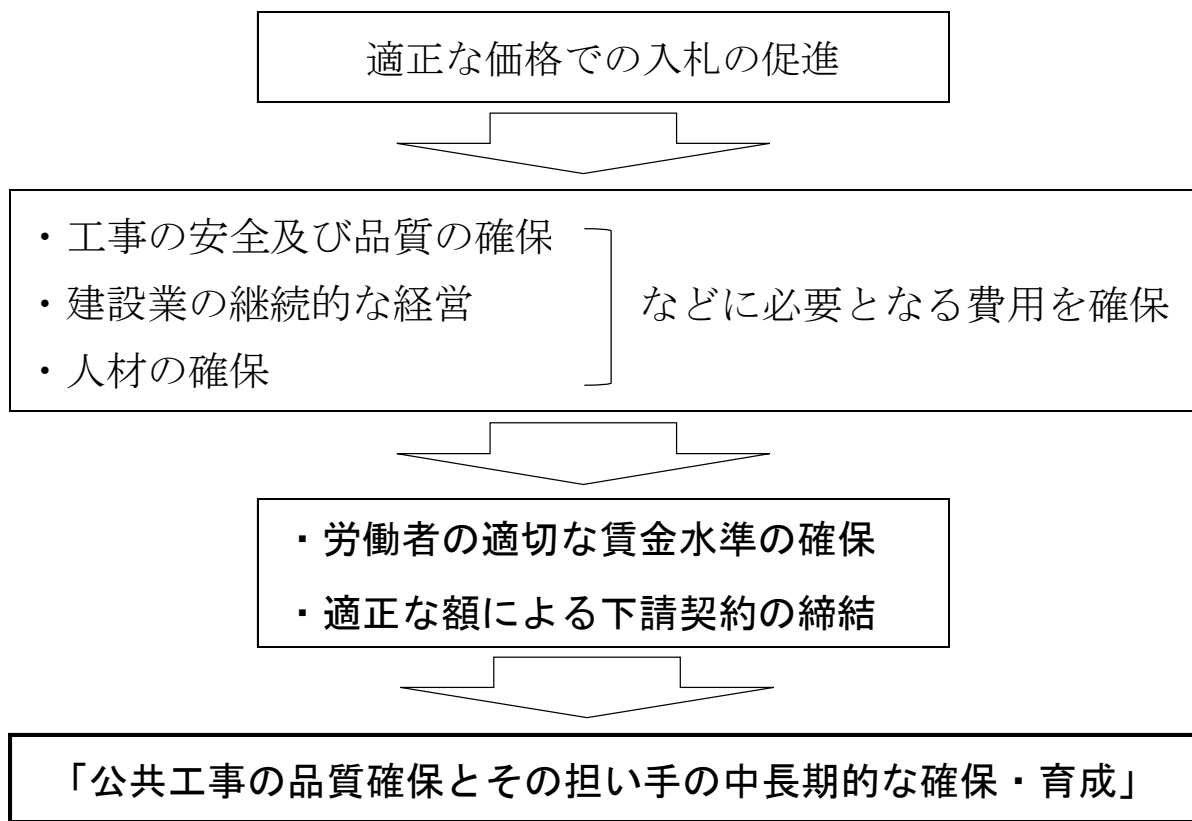
※予定価格1000万円程度の業務委託

※ 実施時期：平成30年5月1日

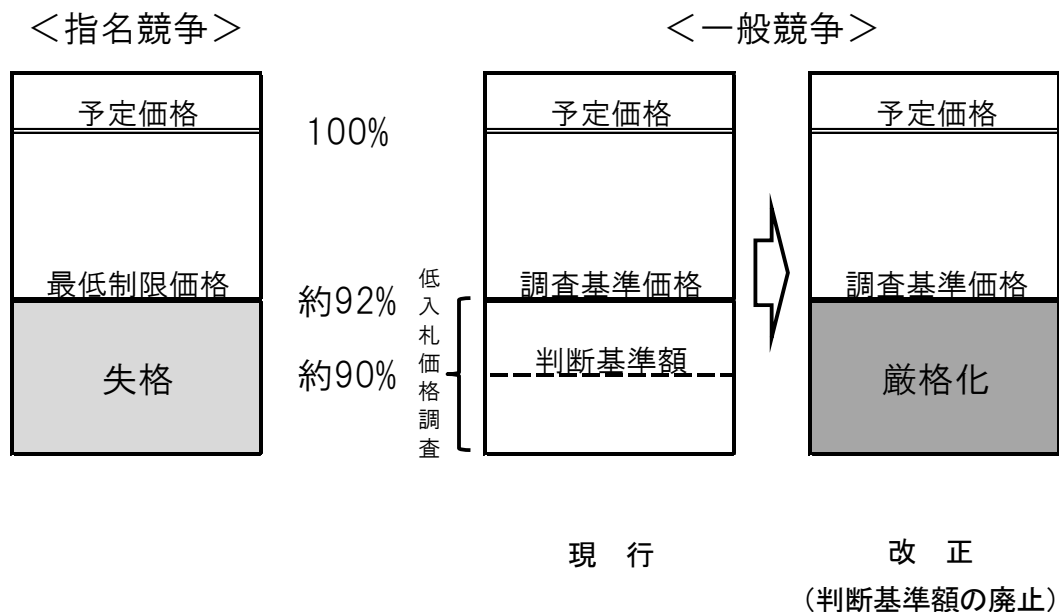
山口県公共工事改革推進委員会

平成30年3月20日

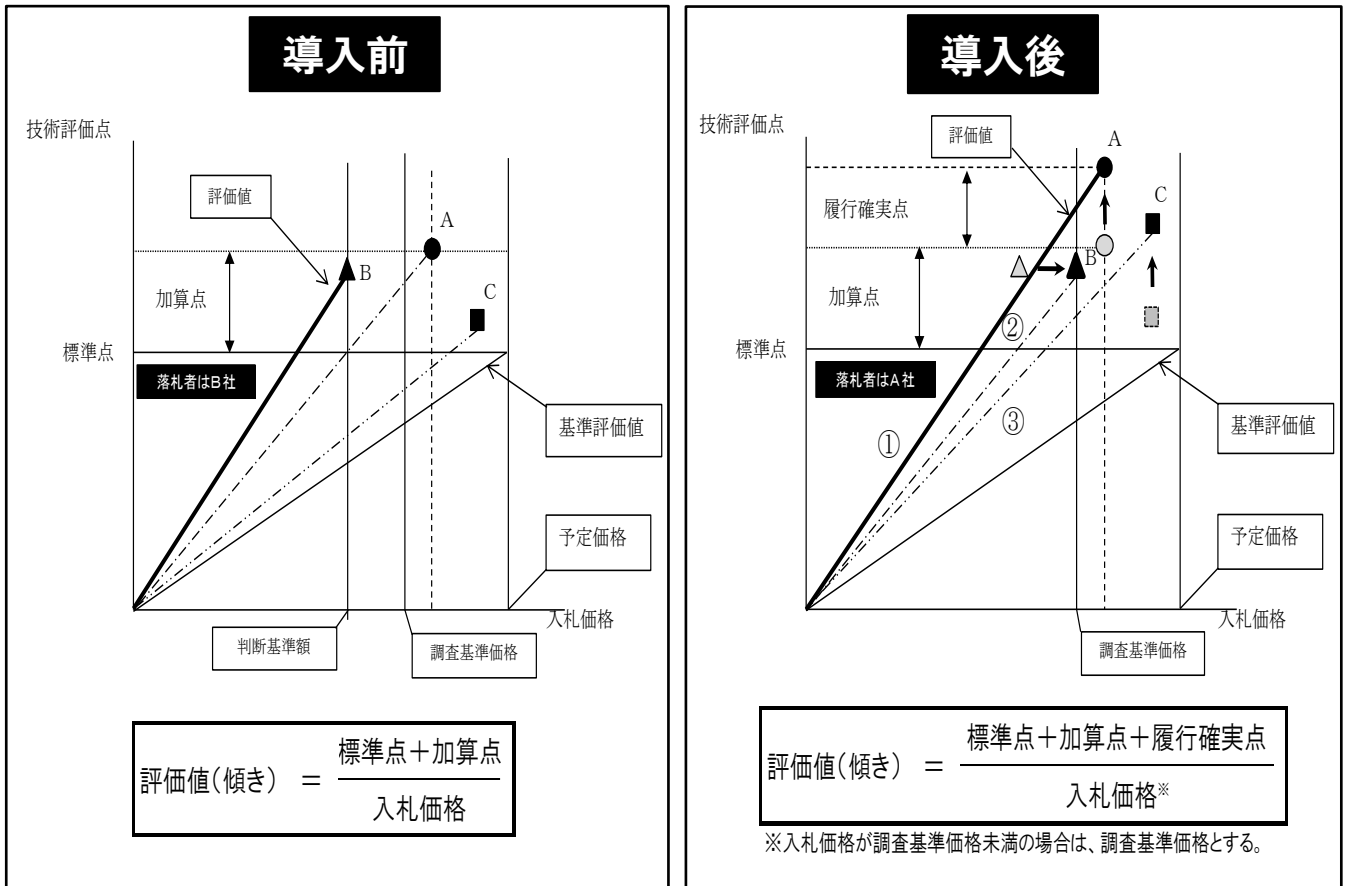
■ 改正による効果



■ 指名競争と一般競争の比較



■ 総合評価方式における履行確実点導入後の評価値の状況



導入後

- ① A社の入札額 ○は、調査基準価格以上であるため「履行確実点」が加算され、評価値が ●となる。
- ② B社の入札額 △は、調査基準価格未満であるため「履行確実点」の加算がなく、評価値を算定する価格が調査基準価格となることから、評価値が ▲となる。
- ③ C社の入札額 ■は、調査基準価格以上であるため「履行確実点」が加算され評価値は ■となる。

⇒ 評価値 ●が最も高いことからA社が落札者となる。

■ 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式改正

◇ 工事（土木系機械・電気設備工事）

機器単体費の調査基準価格への算入率

国土交通省 電気通信設備工事

機器単体費			調査基準価格		
構成要素	構成比率	構成額	構成要素	算定率	算定結果
直接製作費	60%	60	直接工事費	97%	58.2
間接労務費	10%	10	共通仮設費	90%	9.0
工場管理費	20%	20	現場管理費	90%	18.0
一般管理費	10%	10	一般管理費	55%	5.5
合計	100%	100	合計	—	90.7

※算定率：国土交通省基準

↓

算入率 9.07 / 10



算定率を山口県基準に置換

山口県 機械・電気設備工事

機器単体費			調査基準価格		
構成要素	構成比率	構成額	構成要素	算定率	算定結果
直接製作費	60%	60	直接工事費	100%	60.0
間接労務費	10%	10	共通仮設費	90%	9.0
工場管理費	20%	20	現場管理費	80%	16.0
一般管理費	10%	10	一般管理費	70%	7.0
合計	100%	100	合計	—	92.0

※算定率：山口県基準

↓

算入率 9.2 / 10